

○白岡市入学準備金貸付条例

平成10年3月16日

条例第1号

改正 平成12年3月15日条例第12号

平成14年3月20日条例第11号

平成20年3月25日条例第9号

平成24年3月29日条例第7号

令和4年9月29日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、高等学校、大学又は専修学校（以下「高等学校等」という。）に入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）の保護者で入学準備金の調達が困難なものに対して、予算の範囲内において貸付金の貸付けを行うことにより、当該入学希望者に等しく教育を受ける機会を与えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第50条に規定する高等学校及び法第115条に規定する高等専門学校をいう。

(2) 大学 法第83条に規定する大学及び法第108条に規定する短期大学をいう。

(3) 専修学校 法第124条に規定する専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）をいう。

(4) 保護者 入学希望者の父母その他これに準ずる者をいう。

(5) 入学準備金 高等学校等の入学に要する入学金その他の費用をいう。

(6) 貸付金 入学準備金に充てるため貸し付ける貸付金をいう。

(7) 借受人 貸付金の貸付けを受けた保護者をいう。

(貸付対象者)

第3条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、入学準備金の調達が困難な保護者で、次の各号に該当するものとする。

(1) 市内に引き続き1年以上居住している者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されているもの

(2) 市税を滞納していない者
(連帯保証人)

第4条 貸付金の貸付けを受けようとする保護者は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号に該当するものとする。

(1) 市内に引き続き1年以上居住している者であって、住民基本台帳に記録されているもの。ただし、市長が認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

(2) 満18歳以上の独立して生計を営む者であって、貸付金の返済を保証し得る資力を有するもの

(3) 市税（市外に居住する者の場合にあつては、当該居住地の市町村税）を滞納していない者

(4) 後見開始及び保佐開始の審判並びに破産の宣告を受けていない者

3 連帯保証人が前項各号のいずれかに該当しなくなったときは、借受人は速やかにこれに代わる連帯保証人を立てなければならない。

（令4条例24・一部改正）

（貸付金の限度額等）

第5条 貸付金の限度額は、次の表のとおりとする。

区分	金額
高等学校 専修学校（高等課程）	300,000円
大学 専修学校（専門課程）	500,000円

2 貸付金には、利子を付さないものとする。ただし、正当な事由がなく、

返済を遅延したときは、その延滞金額に年7.3%の割合を乗じて得た額の延滞利息を徴収する。

3 前項の規定による延滞利息の額が100円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(貸付けの時期)

第6条 貸付金の貸付けは、高等学校等の入学の時期までに、貸付けの決定を受けた者に対し行うものとする。

(返済期間及び方法)

第7条 貸付金の返済期間は、高等学校等に入学した者が当該学校を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した日の属する月から30月とし、その返済方法は半年ごとの割賦均等返済とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

2 借受人は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済することができる。

(繰上返済)

第8条 借受人は、次の各号のいずれかに該当したときは、返済期限前であっても、貸付金の全額又は残額を繰上返済しなければならない。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 申請内容に偽りがあったとき。

(3) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

(4) 借受人の保護する生徒又は学生が高等学校等に入学しなかったとき、又は中途退学したとき。

(5) 故意に貸付金の返済を怠ったとき。

(返済の猶予又は免除)

第9条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、借受人（借受人が死亡の場合にあっては相続人）の申請に基づき、貸付金の全部又は一部の返済を猶予し、又は免除することができる。

(1) 借受人又は借受人の保護する生徒若しくは学生が死亡したとき。

(2) 災害その他の特別な理由により返済が不可能と認められるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(審査会の設置等)

第10条 貸付金の貸付けを受けようとする保護者の資格その他の主要事項を審査するため、白岡市入学準備金貸付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 申請者に対する貸付け資格の可否の審査に関する事項
- (2) 連帯保証人の変更申請に対する可否の審査に関する事項
- (3) 入学準備金貸付金返済猶予（免除）申請に対する可否の審査に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 審査会の組織その他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月20日条例第11号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第7号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和4年9月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。